

改正

平成24年3月27日規則第3号

平成28年2月26日規則第7号

令和3年10月4日規則第102号

行田市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市ペット霊園の設置等に関する条例（平成21年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第4条第2項の規定により協議書を提出するときは、行田市ペット霊園設置（変更）事前協議書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類（変更許可に係る場合にあつては、次に掲げる書類のうち市長が指定するもの）を添付するものとする。

- (1) 住民票の写し（申請予定者が法人の場合にあつては、登記事項証明書）
- (2) ペット霊園に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) ペット霊園の設置及び管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書
- (4) 焼却炉の設備を有するペット霊園にあつては、その区域又は敷地の周囲150メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもので、住宅及び第8条各号に規定する施設（以下「住宅等」という。）の位置が明らかなもの）
- (5) 焼却炉の設備を有しないペット霊園にあつては、その敷地の周囲100メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもので、住宅等の位置が明らかなもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(標識の設置方法等)

第3条 条例第5条第1項の規定により標識を設置する場合は、ペット霊園（焼却施設・埋葬施設・納骨施設）設置計画のお知らせ（様式第2号）によるものとし、条例第6条第1項に規定する説明会の開催の予定日の30日前の日から条例第12条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日までの間、設置しなければならない。

2 条例第5条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真

3 標識は、風雨等により容易に破損し、又は倒壊しないよう設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

4 申請予定者は、第1項に規定する期間内に標識の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、当該記載事項を書き換えなければならない。

（説明会の開催等）

第4条 申請予定者は、条例第6条第1項の規定により説明会を開催する場合は、条例第8条第1項の申請書の提出を予定している日の60日前までに開催するものとし、当該説明会を開催する日の14日前までに、その旨を関係住民等に周知するものとする。

2 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請予定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) ペット霊園の名称及び所在地
- (3) ペット霊園の施設等の概要
- (4) ペット霊園の維持管理の方法
- (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) 条例第7条第1項の規定による意見の申出の方法及び期限

3 申請予定者は、説明会を行う場合は、実施する日時、場所、方法等についてあらかじめ市長と協議し、当該説明会において関係住民等の理解が得られるよう努めるものとする。

4 条例第6条第2項の規定による報告は、行田市ペット霊園設置（変更）計画説明会概要報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 関係住民等の名簿及び説明を受けた関係住民等の名簿
- (3) 説明会の概要並びに関係住民等の意見及びその回答
- (4) その他市長が必要と認める書類

（協議内容の報告）

第5条 条例第7条第2項の規定による報告は、行田市ペット霊園設置等協議内容報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 協議において使用した書類
 - (2) 協議した関係住民等の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (3) 協議の結果合意した事項がある場合は、当該合意した内容を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （許可の申請）

第6条 条例第8条第1項に規定する申請は、行田市ペット霊園設置（変更）許可申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 第2条第2項各号に掲げる書類
 - (2) 次条第2号アの同意を得ていることを証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （許可の基準の例外）

第7条 条例第9条ただし書の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 条例第9条第2号に規定する基準の適用にあつては、次のいずれかに該当するときとする。
 - ア 河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項の規定により指定された河川保全区域にあつては、同法第7条の河川管理者の許可等があるとき。
 - イ 河川保全区域以外及び湖沼にあつては、河川及び湖沼の改修等災害防止措置がなされているとき。
- (2) 条例第9条第3号に規定する基準の適用にあつては、次のいずれかに該当するときとする。
 - ア ペット霊園に隣接する土地の所有者全員及びペット霊園を設置しようとする敷地の境界から焼却炉の設備を有するペット霊園にあつては150メートル、それ以外のペット霊園にあつては100メートルの範囲内に住所を有する世帯の代表者の3分の2以上の者から生活環境の保全に適合している旨の同意を得ているとき。
 - イ 災害の発生又は法律により土地を収用することができる事業の実施に伴う既設のペット霊園の移転であつて、生活環境の保全に適合しているとき。

（施設）

第8条 条例第9条第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校

- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の児童福祉施設
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- (5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項の図書館
- (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館
- (7) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条の公民館
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の老人福祉施設
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項の介護老人保健施設
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の事務所、同法第155条第1項に規定する支庁、地方事務所、支所及び出張所並びに同法第244条第1項の公の施設
(緑地帯)

第9条 条例第9条第5号の規則で定める緑地帯は、次に掲げるものとする。

- (1) ペット霊園の敷地面積が3,000平方メートル未満である場合にあっては、幅員1.5メートル以上の緑地帯
- (2) ペット霊園の敷地面積が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満である場合にあっては、幅員2メートル以上の緑地帯
- (3) ペット霊園の敷地面積が5,000平方メートル以上7,000平方メートル未満である場合にあっては、幅員3メートル以上の緑地帯
- (4) ペット霊園の敷地面積が7,000平方メートル以上である場合にあっては、幅員4メートル以上の緑地帯
(緑地)

第10条 条例第9条第9号の規則で定める緑地は、ペット霊園の敷地の面積の20パーセント（緑地帯を含む。）以上の面積の緑地とする。

(駐車場)

第11条 条例第9条第10号の規則で定める駐車場は、周辺の路上駐車防止等を考慮して適当と認められる駐車面積を確保した駐車場とする。

(焼却炉)

第12条 条例第9条第11号の焼却炉を設置する場合は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800度以上の状態で動物の死体を焼却でき

るものであること。

(2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

(3) 燃焼室において動物の死体が燃焼しているときに、燃焼室に動物の死体を投入する場合は、外気と遮断された状態で、定量ずつ動物の死体を燃焼室に投入することができるものであること。

(4) 燃焼中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

(5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(6) 二次燃焼室が設けられていること。

(許可等の通知)

第13条 条例第10条第1項の規定により通知する場合は、許可をしたときは行田市ペット霊園設置(変更)許可通知書(様式第7号)により、許可をしないときは行田市ペット霊園設置(変更)不許可通知書(様式第8号)により行うものとする。

(工事着手の届出)

第14条 条例第11条の規定による届出は、行田市ペット霊園工事着手届出書(様式第9号)により行うものとする。

(工事完了の届出)

第15条 条例第12条第1項の規定による届出は、行田市ペット霊園工事完了届出書(様式第10号)により行うものとする。

2 条例第12条第2項の工事完了検査済証の様式は、行田市ペット霊園設置工事完了検査済証(様式第11号)とする。

(変更の届出)

第16条 条例第13条の規定による届出は、行田市ペット霊園変更届出書(様式第12号)により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第17条 条例第15条第2項の規定による届出は、行田市ペット霊園地位承継届出書(様式第13号)により行うものとする。

(中止及び廃止の届出)

第18条 条例第16条に規定する中止又は廃止の届出は、行田市ペット霊園設置等工事中止(廃止)届出書(様式第14号)により行うものとする。

(身分証明書)

第19条 条例第17条第3項の証明書は、身分証明書（様式第15号）とする。

（勧告及び命令）

第20条 条例第18条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第16号）により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による命令は、命令書（様式第17号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第21条 条例第19条の規定により許可を取り消したときは、行田市ペット霊園設置許可取消し通知書（様式第18号）により行うものとする。

（使用禁止命令）

第22条 条例第20条の規定による使用の禁止の命令は、行田市ペット霊園使用禁止命令書（様式第19号）により行うものとする。

（その他）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月4日規則第102号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

（表）

行田市ペット霊園設置(変更)事前協議書

年 月 日

行田市長

住所
氏名
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号

行田市ペット霊園の設置等に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	行田市
種 類	焼却施設・埋葬施設・納骨施設
協議の区分	設 置 ・ 変 更
標識の設置予定日	年 月 日
説明会開催予定日	年 月 日
申請予定日	年 月 日
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)	

(裏)

1 今回申請予定

墓 塚 園 の 施 設 の 概 要	敷地面積		m ²
	建築面積	焼却施設	m ²
		納骨施設	m ²
		管理棟	m ²
	延べ床面積	焼却施設	m ²
		納骨施設	m ²
		管理棟	m ²
	階数	地上 階、地下 階	
	前面道路の幅員		m
	焼却施設	焼却炉の規模	
	埋葬施設		区画
	納骨施設	納骨収蔵可能数	体
	緑地帯の幅		m
緑地面積及び率	m ²	%	
駐車台数		台	

2 既存墓園の施設等の概要(変更の場合のみ記入してください。)

墓 塚 園 の 施 設 の 概 要	敷地面積		m ²
	建築面積	焼却施設	m ²
		納骨施設	m ²
		管理棟	m ²
	延べ床面積	焼却施設	m ²
		納骨施設	m ²
		管理棟	m ²
	階数	地上 階、地下 階	
	前面道路の幅員		m
	焼却施設	焼却炉の規模	
	埋葬施設		区画
	納骨施設	納骨収蔵可能数	体
	緑地帯の幅		m
緑地面積及び率	m ²	%	
駐車台数		台	

様式第2号（第3条関係）

ペット霊園(焼却施設・埋葬施設・納骨施設)設置計画のお知らせ		
ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地	行田市	
種類	焼却施設・埋葬施設・納骨施設	
施設の概要	敷地面積	m ²
	建築面積	m ²
	延べ床面積	m ²
	階数	地上階、地下階
	焼却施設	焼却炉の規模
	埋葬施設	区画
	納骨施設	納骨収蔵可能数 体
	緑地の面積及び率	m ² %
	駐車台数	台
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
申請予定者		
申請予定者の住所		
工事施工業者		
標識設置日	年 月 日	
<p>この標識は、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p>		

備考

- 1 大きさは、縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。
- 2 材質は、耐久性のあるものとする。

標識設置届出書

年 月 日

行田市市長

住所

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

行田市ペット霊園の設置等に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

標 識 設 置 日	年 月 日
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	行田市
種 類	焼 却 施 設 ・ 埋 葬 施 設 ・ 納 骨 施 設
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)	

様式第4号（第4条関係）

行田市ペット霊園設置(変更)計画説明会概要報告書

年 月 日

行田市長

住所
氏名
(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

行田市ペット霊園の設置等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

ペット霊園の名称			
ペット霊園の所在地	行田市		
種類	焼却施設・埋葬施設・納骨施設		
説明会等の日時		説明会の場所	行田市
説明会対象者人数	人	説明会出席者人数	人
【説明会の概要】			
【関係住民等の意見】			
【関係住民等の意見に対する回答等】			

行田市ペット霊園設置等協議内容報告書

年 月 日

行田市市長

住所
氏名
(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

行田市ペット霊園の設置等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	行田市
種類	焼却施設・埋葬施設・納骨施設
協議した日時及び場所	年 月 日
協議内容	
協議の結果	

行田市ペット霊園設置(変更)許可申請書

年 月 日

行田市長

住所

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

行田市ペット霊園の設置等に関する条例第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の敷地及び面積
- 4 ペット霊園の区画数
- 5 ペット霊園の設備の処理能力
- 6 ペット霊園の設備の位置、構造等の設置に関する計画
- 7 ペット霊園の設備の維持管理に関する計画
- 8 工事完了予定年月日

(裏)

ポ ット 園 の 施 設 の 概 要	敷 地 面 積	m ²	
	建 築 面 積	焼却施設	m ²
		納骨施設	m ²
		管理棟	m ²
	延 べ 床 面 積	焼却施設	m ²
		納骨施設	m ²
		管理棟	m ²
	階 数	地上 階、地下 階	
	焼 却 施 設	焼却炉の規模	
	埋 葬 施 設	区画	
納 骨 施 設	納骨収納可能数 体		
緑 地 帯 の 幅	m		
緑 地 面 積 及 び 率	m ² %		
駐 車 台 数	台		

第 年 月 日 号

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありました行田市ペット霊園の設置(変更)については、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 許可番号
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の所在地
- 4 許可条件

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日
号 日

様

行田市長



年 月 日付けで申請のありました行田市ペット霊園の設置(変更)については、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり不許可の決定をしたので通知します。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 不許可の理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行田市ペット霊園工事着手届出書

年 月 日

行田市長

住所
氏名
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

ペット霊園の設置等に係る工事に着手するので、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
工事施工業者の住所 及び名称	

行田市ペット霊園工事完了届出書

年 月 日

行田市長

住所
氏名
(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

ペット霊園の設置等に係る工事が完了したので、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
ペ ッ ト 霊 園 の 名 称	
種 類	焼 却 施 設 ・ 埋 葬 施 設 ・ 納 骨 施 設
工 事 完 了 日	年 月 日
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)	

様式第11号（第15条関係）

行田市ペット霊園設置工事完了検査済証

第 年 月 日
年 月 日

様

行田市長



年 月 日付けで工事完了の届出があった工事については、行田市ペット
霊園の設置等に関する条例第12条第1項の規定による検査の結果、当該許可の内容に適
合していることを証します。

1 許可年月日

2 許可番号

3 ペット霊園の名称

行田市ペット霊園変更届出書

年 月 日

行田市長

住所
氏名
（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けたペット霊園の設置について、許可事項を変更したので、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

- [1] 氏名又は住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)
- [2] ペット霊園の名称

2 変更の理由

3 変更年月日

行田市ペット霊園地位承継届出書

年 月 日

行田市長

住所

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

ペット霊園の設置の許可を受けた者の地位を承継したので、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 4 承継の原因
- 5 承継のあった年月日
- 6 許可年月日及び許可番号

備考 承継の原因が相続の場合は承継人の戸籍謄本を、合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第14号（第18条関係）

行田市ペット霊園設置等工事中止(廃止)届出書

年 月 日

行田市長

住所

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けたペット霊園の設置又は
変更に係る工事を中止(廃止)したので、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第16条
の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 中止(廃止)年月日
- 4 中止(廃止)の理由

(表)

第	号	身分証明書			
所	属				
職	名				
氏	名				
生	年月日	年	月	日	
上記の者は、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第17条第3項の立入検査を行う者であることを証明する。					
有効期間	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
	年	月	日	発行	
				行田市長	
				印	

(裏)

行田市ペット霊園の設置等に関する条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入調査)

第17条 略

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(寸法)縦6cm 横10cm

勸 告 書

第 年 月 号 日

様

行田市長



下記のペット霊園は、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第9条に規定する許可の基準又は第10条第2項の規定により付された許可の条件に違反しているので、第18条第1項の規定により 年 月 日までに改善することを勧告します。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 違反事項及び改善事項

命 令 書

第 年 月 日
号 日

様

行田市長



下記のペット霊園は、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第9条に規定する許可の基準に違反しているので、第18条第2項の規定により 年 月 日までに改善することを命じます。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の設置の場所
- 3 違反事項及び改善事項

第 年 月 日 号

様

行田市長



年 月 日付け 第 号により許可したペット霊園の設置について、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第19条の規定により、下記の理由をもって当該許可を取り消したので通知します。

記

1 取消年月日

2 取消理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日
号

様

行田市長



下記のペット霊園は、行田市ペット霊園の設置等に関する条例第3条に違反し、又は第19条の規定により許可を取り消されているので、同条例第20条の規定により当該ペット霊園の使用禁止を命じます。

記

- 1 ペット霊園の名称

- 2 ペット霊園の所在地

- 3 その他

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。